発議第12号

児童扶養手当制度の拡充を求める意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり 提出する。

令和 2 年12月 8 日提出

提出者 松伏町議会議員 佐 藤 永 子 賛成者 松伏町議会議員 松 高 志 畄 賛成者 松伏町議会議員 川上 力 賛成者 松伏町議会議員 福 井 和 義 賛成者 松伏町議会議員 吉 田 俊 賛成者 松伏町議会議員 高 野 祐 大

松伏町議会議長 増 田 等 様

児童扶養手当制度の拡充を求める意見書

児童扶養手当は、母子家庭などひとり親家庭の「生活の安定と自立の促進」によって「児童の福祉の増進を図る」(児童扶養手当法1条)ことを目的に支給される制度で、所得に応じて子ども1人最大月額4万3160円、第2子加算1万190円、第3子以降加算6110円が支給されています。所得が増えるほど支給額が減り、前年度の所得額が230万円以上になると打ち切られます。このため所得制限ギリギリの世帯は、児童扶養手当支給世帯以下の生活レベルに陥るという逆転現象がおきて困窮しています。また、様々なひとり親支援の制度の多くは「児童扶養手当」の有無が基準になっているため、児童扶養手当対象外になると様々な支援からもこぼれてしまう実態があります。

NPO法人が今年7月に行った調査によると、コロナ禍のもとでシングルマザーの7割が雇用形態の変更や減収に見舞われ、ひとり親世帯の暮らしがいっそう厳しさを増している実態が明らかになっています。格差を固定化させず、貧困の連鎖を断つためにも、児童扶養手当制度のさらなる拡充が求められています。

よって、国においては、児童扶養手当制度について、下記の改善を早急に図るよう強く要望します。

記

- 1、所得制限を緩和し、支給対象の拡大を図ること
- 2、第二子以降の加算額を増額すること
- 3、子の扶養者が公的年金を受けている場合でも併給できるようにすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月8日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

衆議院議長 大島理森 様 参議院議長 山東昭子 様 内閣総理大臣 菅 義偉 様 財 務 大 臣 麻生 太郎 様 厚生労働大臣 田村憲久 様